

シリーズ

知らなきゃ恥かく
判例の常識 (55)

★判例の詳細な情報が必要な方は、各判例の担当者にTEL、FAX、メール等でお問い合わせ下さい。

ペットマークの類否判断

【平成27年(行ケ)第10171号
審決取消請求事件】

【本願商標】

エリエール

i:na

【引用商標】

e-na

審決要旨は、本願商標の構成中、下段文字部分の「i:na」の欧文字及び「イーナ」の片仮名を分離して抽出し、当該部分と引用商標とを対比して商標の類否を判断し4条1項11号の拒絶理由を容認したものである。

原告は、本訴で、本願商標について「全体で一体のロゴと認識するのが最も自然であり、これを抽出して類否判断することはおかしい」と主張する。

これに対して、裁判所は、「本願商標は、結合商標であるが、本願商標の上段部分と下段部分はそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合しているものとは認められないものであって、その下段部分は、取引者、需要者に対し、相当程度強い印象を与えるものであり、独立して商品の出所識別標識として機能し得るものと認め、本願商標の構成中、「i:na」の欧文字及び「イーナ」の片仮名からなる下段部分を要部として抽出し、これと引用商標とを対比して商標の類否を判断したことに誤りはない。」とした。要部抽出については、取引の実情にも言及し、シリーズ商品等、一定のカテゴリーに属する複数の商品群に統一的な商標(ブランド名を表す商標)を使用した上で、個々の商品について当該個別の商品を識別するための標章(「ペットマーク」)を使用することは、一般的であり、原告も「エリエール」を付加することなく、他のペットマークの単体使用による広告の用例があり、本願下段部分もペットマークとして表記されたものと認識すると考えることができる、とした。

その上で、両商標を対比すると、引用商標の冒頭「e」は他の文字よりも大きく表記され、最も看者の注意を惹きやすい文字といえ、本願商標の冒頭「i」とは、その外観が明らかに異なる。また、本願商標は、整然とした印象を受けるのに対し、引用商標の欧文字は、手書き風のややくだけた活字体の書体であり、文字の大きさも統一されておらず、各文字が横一列に整然と並んでいないことから、全体としてやや雑然とした印象を受けるものといえる。両商標は同一の称呼が生じるがこれは外観の類否に特段の影響を与えず、観念においては比較ができないが、外観は明らかに相違し、その相違の程度は顕著であり、取引の実情を総合考慮する両商標は、類似していると認められないとして審決を取り消した。

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・光野 文子



メニエール病治療薬事件

【平成26(ワ)25013号
東京地裁 平成28年1月28日判決】

＜本件の概要＞

本件は、メニエール病治療薬の特許において、有効成分の投与につき用法用量を限定解釈して非侵害とした事件である。本件発明(請求項1)は次の通り。

「成人1日あたり0.15～0.75g/kg体重のイソソルビトールを経口投与されるように用いられる(ただし、イソソルビトールに対し1～30質量%の多糖類を、併せて経口投与する場合を除く)ことを特徴とする、イソソルビトールを含有するメニエール病治療薬。」

ポイント：投与量がクレーム所定の範囲に含まれる用法があれば充足するのか(その範囲未満又は超過の投与量での用法があってもよいのか)、用法用量がその投与量のものに限られるのか(それ以外の用法用量をも有する治療薬は除外されるのか)

＜裁判所の判断＞

『本件発明は、従来のイソソルビトール製剤(これが被告製品1を指すことは明らかであり、その標準用量は1日当たりイソソルビトール1.05～1.4g/kg体重に相当する。)の投与量が過大であり、そのために種々の問題が生じるところ、その投与量を…削減することによって上記の問題を解消した…そうすると…従来より少ない量を投与するように用いられる治療薬に限定される…換言すると…個々の患者の特徴や病態の変化に応じて医師の判断により投与量が削減された場合には構成要件Aに記載された量で用いられ得るものであっても、本件発明の技術的範囲に属しない…上記の用量を、患者の病態変化その他の個別の事情に着目した医師の判断による変動をしない段階、すなわち治療開始当初から、患者の個人差や病状の重篤度に関わりなく用いられることをいうものと解するのが相当…被告製品が構成要件Aを充足するか否かについてみるに、一般に、薬剤の用法用量は添付文書に記載され…医薬品の製造販売業者から提供される…ことが義務づけられていることに照らすと、被告製品が構成要件Aを充足するというためには、構成要件A所定の用法用量が添付文書に記載されていること又は製造販売業者が提供する情報に含まれていることが必要…ところが…被告製品の添付文書、インタビューフォーム及びくすりのしおりに記載された用量に構成要件A所定の用量は含まれていない…上記添付文書等には「症状により適宜増減する」という記載があるが…投与開始時の患者の病状やその後の変化を踏まえ…医師の判断により投与量を増減させることをいうと解される…適宜増減の結果イソソルビトールの投与量が構成要件A所定の範囲に含まれる場合があるとしても、これをもって被告製品が本件発明の技術的範囲に属するというはできない。』

★詳細についての問い合わせ：
弁理士・黒木 義樹

